

事 務 連 絡  
令和 2 年 5 月 2 5 日

各区市町村保育主管課 御中

東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課長  
東京都福祉保健局少子社会対策部認証・認可外保育施設担当課長

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について

日頃より、東京都の保育行政の推進に御尽力いただきありがとうございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条に基づく緊急事態宣言が発出された後の保育所等の対応については、厚生労働省から「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和 2 年 4 月 7 日付け事務連絡）及び東京都から、「緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について」（令和 2 年 4 月 9 日付け 2 福子計第 97 号）などでお示ししているところですが、本日、同条第 1 項第 2 号で指定される区域の指定が解除されました。

今後の保育所等の対応については、既にお知らせしている「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について」（令和 2 年 5 月 14 日付け厚生労働省事務連絡）に基づき、対応していただくようお願いいたします。当該事務連絡において、原則開所とした上で、指定解除後も、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、区市町村の要請に基づき、登園自粛をお願いすることも考えられるとされていますが、その際も、必要な者に保育が提供されないということがないよう適切にご対応いただくようお願いいたします。

【新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報】

以下のホームページに最新情報を掲載していますのでご参照ください。

- 東京都新型コロナウイルス感染症対策サイト  
<https://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp/>
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報  
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/tosei/news/2019-ncov.html>
- 新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口について  
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html>
- 東京都感染症情報センター  
<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/>
- 厚生労働省 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09762.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html)

(担当)【認可保育所】

福祉保健局少子社会対策部保育支援課保育支援担当 西嶋

電話：03-5320-4128

【保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園】

保育支援課認定こども園担当 榎本

電話：03-5320-4250

【地域型保育事業・認証保育所】

保育支援課認証保育所担当 黒住

電話：03-5320-4212